



な ん で や ね ん

発行責任者 倉橋 忠



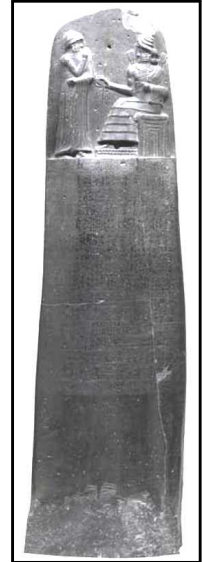
No.8

「ハンムラビ法典」から古代メソポタミアの社会を読み解こう

「ハンムラビ法典」からメソポタミア文明時代の社会の様子を読み解いてみよう。

バビロンの王ハンムラビ(前1792～前1750年)は、バビロニアを統一しただけでなく、メソポタミア北部の一部を含む大王国を築きあげた。ハンムラビ法典は、この大事業が完成したあと、ハンムラビ王の命令で編さんされたものである。

現存するハンムラビ法典碑(右写真)は、玄武岩の碑に、くさび形文字の法典全282条と前書き及び後書きが彫り込まれている。フランスの発掘調査隊(1901～1902年)がイラン南西部で発見したもので、パリのルーヴル美術館に収蔵されている。



ハンムラビ法典は、かつて世界最古の法典と呼ばれてきたが、後の調査で、ウル第三王朝の創設者ウルナム(前2112～前2095年)のウルナム法典や、イシン王国のリピト・イシュタル(前1934～前1924年)のリピト・イシュタル法典、ハンムラビ法典よりやや古いエシュヌナ法典などの断片が発見されている。現在では、ハンムラビ法典はこれらの法典の伝統を受け継いだものと考えられている*1。



しかし、法典の全容が判明しているのはハンムラビ法典だけである。粘土板にくさび形文字で書かれた多くの写本が発掘されていて、紀元前6世紀頃までの約1,200年間もハンムラビ法典が書写されたことが分かる。

なお、ハンムラビ法典は法律集ではなく、裁判例をまとめたもののようである*2。ハンムラビ王自身が、条文部分を「国民に真にして善なる道を歩ませようとした正しい判決」と呼び、「強者が弱者を損うことがないために、身寄りのない女兒や寡婦に正義を回復するために… 虐げられた者に正義を回復するために」貴重な言葉を碑に書き記したと「法典」作成の目的をその後書きで述べている*3。

翻訳文は、中田一郎氏著作の『ハンムラビ「法典」』第2版(2002年)から引用した(ふりがなは倉橋)。原書は「§」(パラグラフ)を使用するが「第〇条」と表記した。

*1 中田一郎訳『ハンムラビ「法典」』第2版 リトン 2002年 p.186。

*2 前掲、中田一郎訳『ハンムラビ「法典」』2版 p.163。

*3 前掲、中田一郎訳『ハンムラビ「法典」』2版 p.72。

第5条 もし裁判官^{さいばんかん はんけつ くだ}が判決を下し、決定を行い、捺印証書^{なつしんしょうしょ}を作成させ、そのあと、彼の判決^{へんこう}を変更したなら、彼らはその裁判官が自分の下した判決を変更したことを立証^{りっしょう}しなければならない。そして、彼(その裁判官)はその裁判で生じる請求額^{せいきゅうがく}を12倍にして与えなければならない。

さらに、彼らは彼を集会において裁判官の席から追放^{ついほう}しなければならない。そして、彼は再び^{ふたたび}(他の)裁判官たちとともに裁判官の席につくことができない。

第6条 もし人が神(殿)あるいは王宮^{おうきゅう ざいさん めす}の財産を盗んだなら、その人は殺されなければならない。また、彼の手から盗品^{とうひん}を受け取った者も殺されなければならない。

第7条 もし人が銀、金、男奴隷、女奴隷、牛、羊、ロバ、あるいは(その他)いかなる物であれ、(他の)人の息子^{むすこ}あるいは(他の)人の奴隷の手から証人^{しょうにん}および契約^{けいやく}なしに購入^{こうにゆう}し、あるいは保管^{ほかん}のために受け取ったなら、その人は盗人^{ぬすびと}であり、彼は殺されなければならない。

第22条 もし人が強盗^{ごうとう}を働き、捕えられたなら、その人は殺されなければならない。

第23条 もし強盗が捕えられなかったなら、強盗にあった人は、無くなった物をすべて神前で明らかにしなければならない。そして、強盗が行われたその地あるいは領域^{ぎょうせいけん}の(行政権^{ゆう}を有する)市とその市長は、彼の無くなった物は何であれ彼に償^{つぐな}わなければならない。

第24条 もし(無くなった物が)生命なら、市と市長は彼の遺族^{いぞく}に銀1マナ(約500グラム)を支払^{しはら}わなければならない。

第26条 もし王の遠征^{えんせい}に行くことを命じられたレードウム兵士あるいはバーイルム兵士が、行かなかったかあるいは傭兵^{ようへい}を雇い彼の身代り^{やど}として派遣^{かれ}したなら、そのレードウム兵士あるいはバーイルム兵士は殺されなければならない。彼を告発^{み がわ}した人は彼の家^{はけん}を取得^{こくはつ}することができる。

第36条 レードウム兵士、バーイルム兵士あるいはビルトゥム義務^{ぎむ}を負う者^お(後方支援^{もの こうほう}担当者)の耕地、果樹園^{し えんたんどうしや}あるいは家は、売却^{こうち かじゆえん}されてはならない。

第37条 もし人がレードウム兵士、バーイルム兵士あるいはビルトゥム義務^{ぎむ}を負う者^お(後方支援^{もの こうほう}担当者)の耕地、果樹園^{し えんたんどうしや}あるいは家は、彼の文書^{ぶんしよ}は破棄^{はき}され、彼は自分の銀を失う。耕地、果樹園あるいは家はその(本来の)所有者に返されなければならない。

第42条 もし人が耕地^{こうち}を小作^{こさく}のため賃借^{ちんしやく}し、その耕地に大麦^{おおむぎ}を実らせなかったなら、彼らは彼に対してその耕地に播種^{はしゆ}作業^{さぎよう}を行わなかったことを立証^{りっしょう}しなければならない。そして彼は大麦を彼(耕地の所有者)の隣人^{しやうしや}(の収穫^{りんじん}高^{しゆうかくだか})にしたがってその耕地の所有者に与えなければならない。

第43条 もし彼が耕地^{こうち}を耕作せず放置^{ほうち}しておいたなら、彼は彼(耕地の所有者)の隣人^{りんじん}(の収穫^{しゆうかく}高)にしたがって大麦を耕地の所有者に与え、彼が放置しておいた耕地を

(深く)犁^すき、まぐわでならして、耕地の所有者に返さなければならない。

第47条 もし小作人^{こさくにん}が前の年^{もと}に元^{もと}が取れなかったので耕地を(もう1年)耕作したいと言ったなら、耕地の所有者は反対すべきでなく、むしろ彼の小作人が彼の耕地を耕作すべきである。そして彼は収^{しゅう}穫^{かく}時に彼の契^{けい}約^{やく}にしたがって大麦を受け取ることができる。

第49条 もし人が商人から銀を借り受け、大麦あるいはゴマ用に耕された耕地を(担保^{たんぽ}として)商人に与え、「耕地に種^まを播^はき、実った大麦あるいはゴマを収^{しゅう}穫^{かく}し、持っていきなさい」と言い、もし小作人がその耕地に大麦あるいはゴマを実らせたなら、収^{しゅう}穫^{かく}時に耕地の所有者がその耕地に実った大麦あるいはゴマを取り、商人から借り受けた銀とその利息^{りそく}および農作^{のうさぎよう}業^{けいひ}の経^み費^あに見合う大麦をその商人に与えなければならない。

第50条 もし(その人が)〈大麦が〉播^まかれた耕地あるいはゴマが播^まかれた耕地^{こうち}を与えたのなら、耕地の所有者が耕地に実る大麦あるいはゴマを取り、銀とその利息^{りそく}を商人に返^{へん}済^{さい}しなければならない。

第51条 もし彼に返^{へん}済^{さい}する銀がない場合は、彼が商人から借り受けた銀とその利息に見合う〈大麦あるいは〉ゴマをその相場^{そうば}にしたがって、王^{ちよくれい}の勅^{ちよくれい}令^{れい}通^{つう}り、商人に与えなければならない。

第53条 もし人が自分の耕地の畔^{あぜ}の強^{きよう}化^かを怠^{おこた}り、その畔を強化せず、(そのため)自分の畔に亀裂^{きれつ}が生^{しょう}じ、(灌^{かん}漑^{がい})水^{すい}で耕区^{りゆうしつ}(の大麦)を流^{りゆう}失^{しつ}させたなら、自分の耕地に亀裂が生じた人は、彼が流^{りゆう}失^{しつ}させた大麦を償^{つぐな}わなければならない。

第55条 もし人が灌^{かん}漑^{がい}のために彼の用水^{ようすい}(の取水口^{しゅすいこう})を開いたが、(注意^{ちゆうい}を)怠^{おこた}り彼の隣^{りん}人^{じん}の耕地(の大麦)を水で流^{りゆう}失^{しつ}させたなら、彼は彼の(別の)隣人(の収^{しゅう}穫^{かく}率)にしたがって大麦を計^{はか}り与^{あた}えなければならない。

第56条 もし人が水^{みちび}を導^はき入れたが、(播^は種^{しゅ}のための)農作^{のうさぎよう}業^{けいひ}が行われた彼の隣人^{りんじん}の耕地^{りゆうしつ}を水で流^{りゆう}失^{しつ}させたなら、彼は1ブル(約6.5ヘクタール)につき10クル(約3、000リットル)の大麦を計^{はか}り与^{あた}えなければならない。

第59条 もし人が(別の)人^{かじゆえん}の果樹園^{くわじゆえん}の木を、その果樹園の所有者の知らない間に切ったなら、彼は銀2分の1マナ(約250グラム)を支払わなければならない。

第60条 もし人が(ナツメヤシを)植^{えんていし}えて果樹園^{くわじゆえん}にするために耕地を園丁師^{えんていし}に与え、園丁師が果樹園に(ナツメヤシを)植^{えんていし}えたなら、彼は4年間果樹園を育てなければならない。そして5年目に果樹園の所有者と園丁師は(果樹園^{とうぶん}を)等^{とう}分^{ぶん}し、果樹園の所有者が彼の取^{ゆう}り分^{せんてき}を(優^{ゆう}先^{せん}的^{てき}に)選^{えん}び取^とることができる。

第104条 もし商人^{ぎようしようにん}が行^{てい}商^き人^{てき}に大麦、羊毛、油あるいはその他の品物を販売のために与えたなら、その行商人は商人に定期^{ていきてき}的に銀を返さなければならない。行商人は、彼が商人に与える銀の捺^{なつ}印^{いん}証^{しやう}書^{しよ}(領^{りよう}収^{しゅう}書)を受け取らなければならない。

第105条 もし行商人が怠慢で、彼が商人に与えた銀の捺印証書(領収書)を受け取らなかったなら、捺印証書を伴わない銀は勘定に入れてはならない。

第109条 もし無法者たちが居酒屋の女主人の家で謀議を行い、彼女がそれらの無法者たちを捕え王宮に連行しなかったなら、その居酒屋の女主人は殺されなければならない。

第111条 もし居酒屋の女主人が1ピーフ(容器)のビールを掛けて売ったなら、彼女は収穫時に5スート(約50リットル)の大麦を受け取ることができる。

第117条 もし人が債務を負い、自分の妻、息子あるいは／および娘を売ったなら、あるいは彼(自身)が債務労働のために与えられたなら、彼らは3年間彼らの買手あるいは債務労働をさせる人の家で働かなければならない。(しかし)4年目には彼らは自由の身とされなければならない。

第118条 もし男奴隷あるいは女奴隷が債務労働のために与えられたなら、商人は(買い戻し期間を)経過させなければならない。そののち、彼ののち、彼(商人)は(その奴隷を)売ることができる。彼(男あるいは女奴隷)の返還を要求されることはない。

第119条 もし人が債務を負い、彼に息子たちを生んでくれた彼の女奴隷を売ったなら、(その)女奴隷の所有者はその商人が支払った銀を支払って彼の女奴隷を請け出すことができる。

第138条 もし人が彼に息子たちを生まなかった正妻を離婚しようとするなら、彼は彼女に彼女のテルハトゥム相当の銀を与え、彼女が自分の父の家(実家)から持参した彼女の持参財を元通りにして返し、彼女を離婚することができる。

第139条 もしテルハトゥムが無い場合は、銀1マナ(約500グラム)を離婚料として彼女に与えなければならない。

第143条 もし彼女が身持ちが悪く、家をあげ、彼女の家(の財産)を浪費し、自分の夫を軽蔑したなら、彼らはその女性を水に投げ込まなければならない。

第170条 もし人の正妻が彼に息子たちを生み、そして彼の女奴隷も彼に息子たちを生み、父(その人)が、生存中に、その女奴隷が彼に生んだ息子たちに、「(お前たちは)私の息子である」と言い、彼らを正妻の息子たちと同等とみなしたなら、父親が死亡したあと、正妻の息子たちと女奴隷の息子たちは父の家の財産を平等に分けなければならないが、正妻の息子である嫡出子が(自分の)取り分をまず選び取ることができる。

第195条 もし息子が彼の父親を殴ったなら、彼らは彼の腕を切り落さなければならない。

第196条 もしアウィールムがアウィールム仲間の目を損ったなら、彼らは彼の目を損わなければならない。

第197条 もし彼がアウィールム仲間の骨^{ほね お}を折ったなら、彼らは彼の骨を折らなければならない。

第198条 もし彼がムシュケーヌムの目を損ったか、ムシュケーヌムの骨を折ったなら、彼は銀1マナ(約500グラム)を支払^{しはら}わなければならない。

第199条 もし彼がアウィールムの奴隷の目を損ったかアウィールムの奴隷の骨を折ったなら、彼は彼(奴隷)^{ね だん はんがく}の値段の半額を支払わなければならない。

第200条 もしアウィールムが彼と対等^{たいとう}のアウィールムの歯^{は お}を折ったなら、彼らは彼の歯を折らなければならない。

第201条 もし彼がムシュケーヌムの歯を折ったなら、彼は銀3分の1マナ(約167グラム)を支払わなければならない。

第202条 もしアウィールムが彼より身分の高いアウィールムの頬^{ほ お}を殴^{なぐ}ったなら、彼は集会において、牛皮^{むち}の鞭で60回打たなければならない。

第205条 もしアウィールムの奴隷がアウィールム仲間の頬を殴ったなら、彼らは彼の耳を切り落さなければならない。

第218条 もし医者^{せいどう}がアウィールムに青銅のランセット(手術用^{しゅじゅつよう}小刀^{こがたな})で大傷^{おおきず}を負わせ、そのアウィールムを死なせたなら、あるいはアウィールムのこめかみを青銅のランセットで切開^{せつかい}し、そのアウィールムの目を損^{そこな}ったなら、彼らは彼(医者)の腕を切り落さなければならない。

第221条 もし医者^{せいどう}がアウィールムの折れた骨^{ほね}を治したなら、あるいはひどい筋の痛みを治したなら、患者は医者に銀5シキル(約41.7グラム)を与えなければならない。

第226条 もし理髪師^{りはつし}が奴隷の所有者の承諾^{しょうだく}なしに彼に所属^{しよぞく}しない奴隷の目印^{めじるし}の髪形^{かみ}を剃^{がた}り落^そしたなら、彼らはその理髪師の腕^{うで}を切り落^{をきり}さなければならない。

第228条 もし大工^{だいく}が人のために家を建て、彼のために完成させたなら、彼(その人)は家(の敷地面積?)1ムシャル(約36平方メートル)につき銀2シキル(約16.7グラム)を彼の贈物として彼(大工)に与えなければならない。

第229条 もし大工が人のため、に家を建てたが、彼が自分の仕事に万全^{ばんぜん}を期^きさなかった^{とうかい}ので、彼の建てた家が倒壊し家の所有者を死なせたなら、その大工は殺されなければならない。

第230条 もし家の所有者の息子を死なせたなら、彼らはその大工の息子を殺さなければならない。

第237条 もし人が船頭^{せんどう}と船を賃借し、大麦、羊毛、油、ナツメヤシあるいはその他の積み荷^{つに}をそれに積み込んだが、その船頭が注意^{ちゆうい}を怠^{おこた}り(その)船を沈没^{ちんぼつ}させ、そのなかの積み荷を失わせたなら、船頭は、彼が沈没させた船と彼が失わせたそのなかの積み荷^{つぐな}を償^{つぐな}わなければならない。

第257条 もし人が農業労働者^{ろうどうしや やと}を雇ったなら、彼は1年間に大麦8クル(約2、400リットル)を彼に与えなければならない。

第258条 もし人が牛追い人夫^{うし お にんぶ}を雇ったなら、彼は1年間に大麦6クル(約1、800リットル)を彼に与えなければならない。

第268条 もし人が脱穀^{だつこく}するために牛を賃借したなら、大麦2スート(約20リットル)がその料金である。

第269条 もし脱穀するためにロバを賃借したなら、大麦1スート(約10リットル)がその料金である。

第270条 もし脱穀するために山羊を賃借したなら、大麦1カ(約1リットル)がその料金である。

第273条 もし人が賃労働者^{ちんろうどうしや やと}を雇ったなら、彼は年の初めから第5月までは1日6粒^{つぶ}(約0.28グラム)の銀を与えなければならない。第6月から年の終りまでは、1日5粒(約0.23グラム)の銀を与えなければならない。

第274条 もし人が職人^{しよくにん やと}を雇おうとするなら、彼は1[日につき]、[……] 職人の労賃^{ろうちん}として銀5粒を(約0.23グラム)、[織物]^{おりもの} 職人(?)の労賃として銀5(?) [粒](約0.23グラム)を、リネン[職]人(?)の[労賃]として銀[x粒]を、[印章]^{いんしやう} 彫刻師^{ちやうこくし}の[労賃]として銀[x粒]を、[弓]矢職人^{ゆみや}(?)の[労賃]として銀[x粒]を、[金属]細工師の[労賃]として銀[x粒]を、大工職人の[労賃]として銀4(?)粒(約0.18グラム)を、皮細工師^{かわさいくし}の労賃として銀[x]粒を、葦細工師^{あしさいくし}の[労]賃として銀[x]粒を、建築師^{けんちくし}の[労賃]として銀[x粒]を、[与えなければならない。]

第276条 もし人が川を遡^{さかのぼ}る船^{ふね}を賃借^{ちんしやく}したなら、彼は1日につき銀2粒半^{つぶ}(約0.12グラム)をその料金として与えなければならない。

第279条 もし人が男奴隷または女奴隷を購入し、彼(奴隷)に対して返還要求^{へんかんようきゆう}が出たなら、彼の売手^{うりて}が返還要求に対して責任^{せきにん}を負わなければならない。

第282条 もしその奴隷が彼の(元の)所有者に対して、「あなたは私の主人ではない」と言ったなら、彼は彼(その奴隷)が自分の奴隷であることを立証^{りつしやう}しなければならない。そして彼(奴隷)の所有者は彼(奴隷)の耳を切り落さなければならない。